

第二十五号議案

江戸川区球場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区球場条例の一部を改正する条例

江戸川区球場条例（昭和五十九年三月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第六条関係）

利用者の区分	単位時間	利用料金
一般（高校生以上）	一時間	三、〇九〇円
中学生以下	一時間	無料。ただし、硬式野球の場合 一、五四〇円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区球場条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けて

いる者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるもので、本案を提出いたします。